

滝川市都市計画マスタープラン部分見直し概要

1 滝川市都市計画マスタープランについて

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、通称「都市計画マスタープラン」は、滝川市の都市づくりの将来像と基本方針を具体的に定め、市民主体の都市づくりの指針を示すものです。

滝川市では、平成 4 年の都市計画法の改正により都市計画マスタープランの策定が明文化されたのを受け、平成 13 年に滝川市都市計画マスタープランを策定いたしました。

その後、平成 23 年には、策定から約 10 年が経過した都市計画マスタープランの全体見直しを行いました。

全体見直しでは、人口減少や少子高齢化に伴い、それまでの市街地を拡大する都市づくりから、都市基盤施設などの既存ストックを有効に活用し、拡散してきた都市機能の集積を図り、環境負荷を低減する都市づくりである「エコ・コンパクトシティ」へと方針を転換し、基本理念を「市民が創る 北のエコ・コンパクトシティ」として、都市づくりを行っています。

今回は、平成 23 年に全体見直しを行った滝川市都市計画マスタープランにおける中心市街地の整備方針について、社会経済状況の変動による部分的な見直しを行います。

2 部分見直しに至る背景

前回の都市計画マスタープランの全体見直しから現在に至るまで、滝川駅を中心とした中心市街地では2つの大型事業が実施され完成し、中心市街地を取り巻く環境に変化が生じています。

(1) 滝川駅前広場の整備事業

昭和53年に整備された滝川駅前広場は、歩行空間が狭い、身障者用の駐車場や停車場が設置されていない、バスバースがなく鉄道からバスへの乗継ぎの利便性が悪いなどの課題が散見していたことから、より市民の皆様にとって使いやすい駅前広場を目指し、広場の区域を拡張し再整備を行ってきました。



滝川駅前広場整備後イメージ図

この整備事業での駐車場や駐輪場の整備による秩序ある空間作り、歩行空間の整備、バリアフリー化、身障者用駐車場の整備、バスバースの整備等により、誰もが利用しやすく、利便性の高い駅前広場へと整備が行われました。

(2) 栄町3-3地区の整備事業

栄町3-3地区は、商業都市滝川の象徴的な地域でしたが、人口の減少や商業の不振、郊外型大型店舗の進出などにより、地区の核となる商業施設が閉鎖されて以来、中心市街地としての機能が失われつつありました。そのため、優良建築物等整備事業にて、クリニック、デイケア、介護老人保健施設、サービス付高齢者住宅、金融機関本店などの整備により、市民が集い、憩うことができる良質な公共的空間や多様な機能を持つ施設を整備しました。



栄町3-3地区整備後イメージ図

今回は、2つの事業による中心市街地における変化を契機として、他の計画との連動を図りながら、賑わいのある中心市街地を目指し、都市計画マスタープランの部分見直しを行います。

3 部分見直しの内容

滝川市都市計画マスタープランのうち中心市街地における整備方針図について、次のとおり見直しを行います。

(1) 居住ゾーンの変更

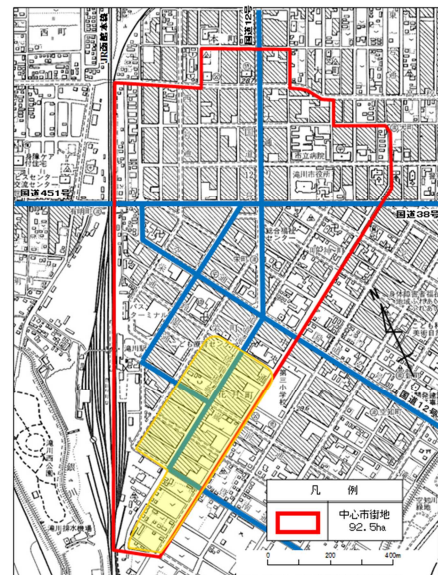
駅前広場の整備に伴い、街なか居住を滝川駅周辺へ誘導します。

街なか居住とは、少子高齢化社会に向けて高齢者等の交通弱者でも徒歩圏内に病院や買い物、行政サービスなどの施設があり、車に頼らずに歩いて生活することができるような暮らしを指します。

滝川市では、平成23年の都市計画マスタープランの見直し時に、エコ・コンパクトシティ実現への方策として街なか居住を取り入れ、中心市街地の2か所において「居住ゾーン」を設定し、街なか居住の誘導を行ってきました。

今回、滝川駅前広場の整備によって、交通結節点の機能が強化され、バス、タクシー、車、自転車などの他の交通手段との連結がスムーズになったことで、通勤・通学や市内では充足しない買い物など、市内外への移動の利便性が高まりました。

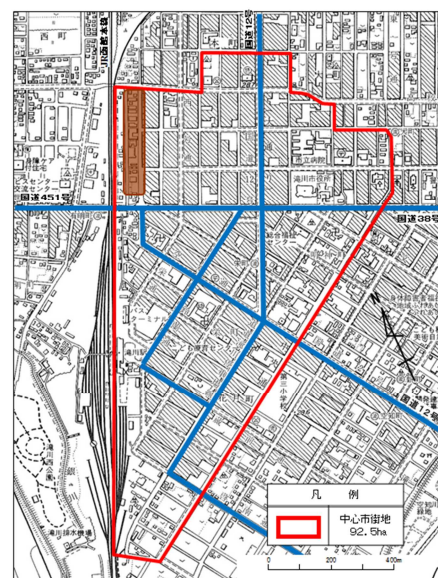
よって、より利便性が高く暮らしやすい駅前周辺へと居住ゾーンを集約させ、「街なか居住」を誘導します。



変更後の居住ゾーン

(2) 歴史資源活用ゾーンの廃止

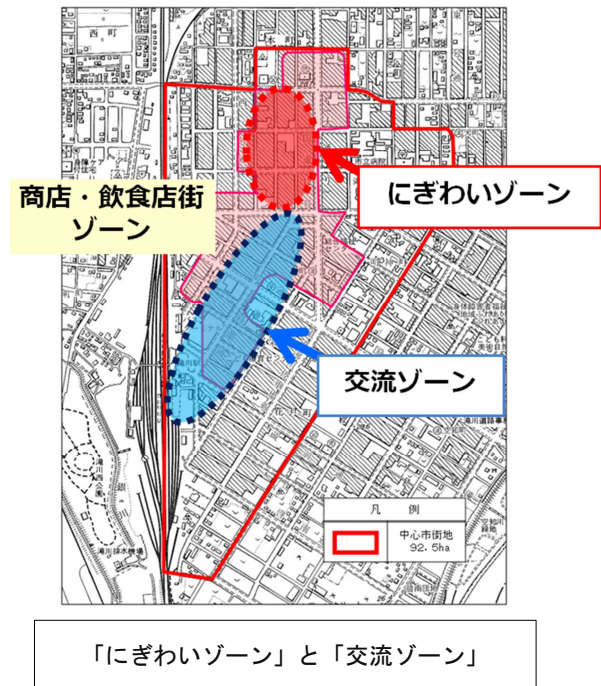
中心市街地の旧農産物倉庫の立ち並ぶ地域については、歴史的な資源を生かした市民の交流、活動を促す「歴史資源活用ゾーン」として位置付けていましたが、一部の旧農産物倉庫の焼失等を受け、「歴史資源活用ゾーン」としては廃止し、今後は他の文化的・歴史的な地域資源とともに、市民や来訪者による交流の場の形成を目指します。



従前の歴史資源活用ゾーン

(3) 「にぎわいゾーン」「交流ゾーン」の新設

地域の特性やまちづくりの方向性に合わせて、既存の商店・飲食店街ゾーンをさらに細かくゾーニングし、相乗的に人の流れを生み出すために、新たに「にぎわいゾーン」と「交流ゾーン」を新設します。



① 「にぎわいゾーン」について

インバウンドを含めた観光客の増加に伴い、滝川を訪れる観光客を呼び込み、滞在時間の長期化を図るゾーンとして新設します。

現在、日本を訪れる外国人観光客の数が年々増加している状況を受けて、本市においても外国人観光客の入り込み数を平成27年度の1,700人から平成31年度には2,700人へ増加させることを目指しています。(滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第3回改訂版)

しかし、現在の本市の観光においては、市内における観光客の滞在時間が短く、市内でお金を使わない観光スタイルが多くなっています。そこで、市内での観光客の消費を促すために、市内に滞在する時間を長くすることが必要です。そこで、市内の中でも、もともと飲食店の集積がみられ、滝川市を訪れる観光客の“食”の受け皿となる当該地域において、今後も多種多様な飲食店等の集積を図り、にぎわいのある魅力的なエリアとすることで訪問客数の増加や滞在時間の長期化へとつなげるため、「にぎわいゾーン」を新設します。

② 「交流ゾーン」について

整備が完了した滝川駅前広場、栄町3-3地区、及び市役所や病院、図書館等が集積する公共公益ゾーンという人の来訪が見込まれる3つの地域を拠点とし、その拠点を結ぶ鈴蘭通を拠点へ訪れる人の流れを受け止め、さらに波及することで人の交流を生み出すゾーンとして「交流ゾーン」を新設します。

4 変更箇所

今回の部分見直しにより、中心市街地の整備方針について記載のある「第4章 分野別構想」のうち、「1. 土地利用」及び「2. コンパクト化」について、都市計画マスタープランの変更を行います。また、第4章の変更に関連して、「第5章 地域別構想」の「1－3. 滝川第一小学校地区の地域別構想」及び「1－5. 滝川第三小学校地区の地域別構想」について文言の修正を行います。

変更箇所は以下の通りです。

第4章 分野別構想

1. 土地利用

1－3. 住・商・工（用途地域内）の配置方針

1－3－1. 住宅地

1－3－2. 商業地

1－3－3. 工業地

2. コンパクト化

2－3. 都市機能拠点（中心市街地）の整備方針

第5章 地域別構想

1. 滝川市街地地区（コンパクトタウン）

1－3. 滝川第一小学校地区の地域別構想

1－3－2. 地域資源

1－3－3. 滝川第一小学校地区の地域づくりの方針

1－3－4. 地域の整備方針

◆滝川第一小学校地区の将来構想図

1－5. 滝川第三小学校地区の地域別構想

1－5－1. 現状と課題

1－5－2. 地域資源

1－5－3. 滝川第三小学校地区の地域づくりの方針

1－5－4. 地域の整備方針

◆滝川第三小学校地区の将来構想図